	第五十六条第一号		第五十七条第一号
経済産業局長又は産業保安監督部長	第十三条第一項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）	一般ガス事業又は簡易ガス事業	第九条第五項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条、第二十条第一項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十七条第一号
経済産業局長	第三十七条の七第一項において準用する第十三条第一項	指定旧供給地点小売供給	第三十七条の七第一項において準用する第十七条第五項又は第十項

	第五十七条第二号	第五十九条第一号
第二十条、第二十二条第三項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十九条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十一条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十七条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十八条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十一条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十六条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第四十九条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十五条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十六条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十七条第二項（第三十七条第一項において準用する場合を含む。）、第五十九条第一号	
第三十七条の六の二	第三十七条の七第一項において準用する第七条第四項又は第十一条第二項	